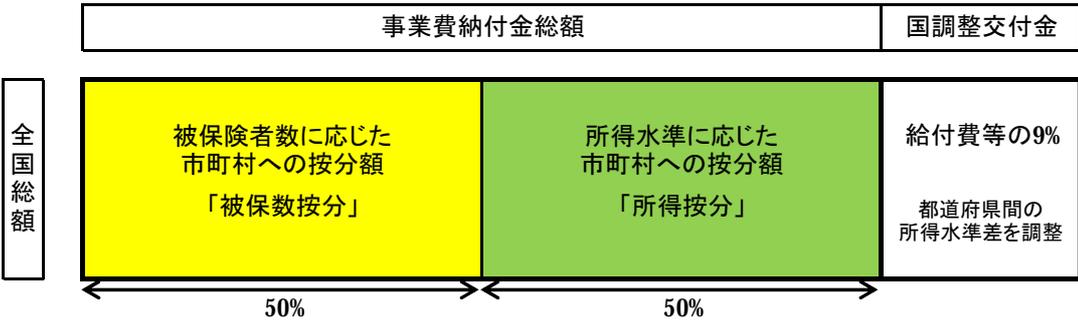


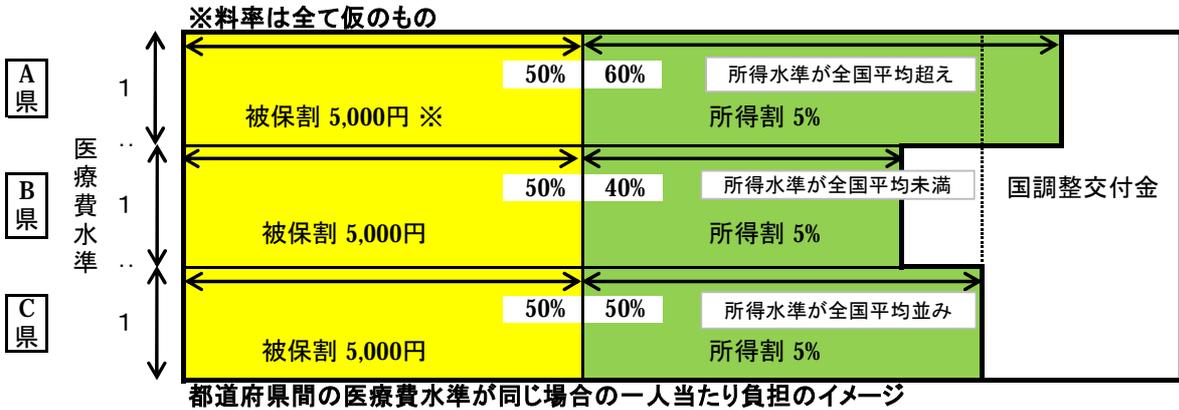
国保事業費納付金について(イメージ)

1 事業費納付金の全国ベースでの負担のイメージ



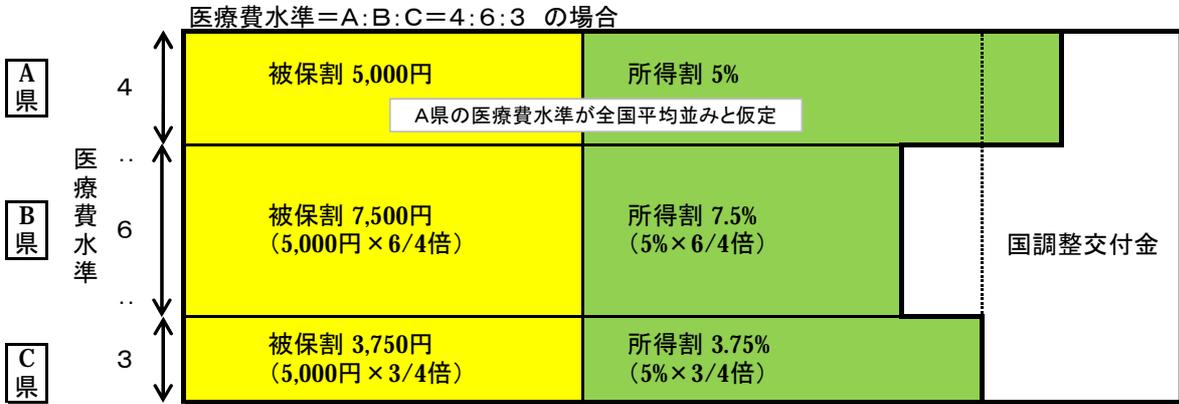
- ・事業費納付金の「被保数按分」と「所得按分」の比率は、**全国ベースで50:50**
- ・国調整交付金は**都道府県間の所得水準を調整**する機能となる（同じ医療費水準であれば同じ保険料率となるように交付）。

2 事業費納付金の「所得按分」の割合の変動と国調整交付金の交付のイメージ



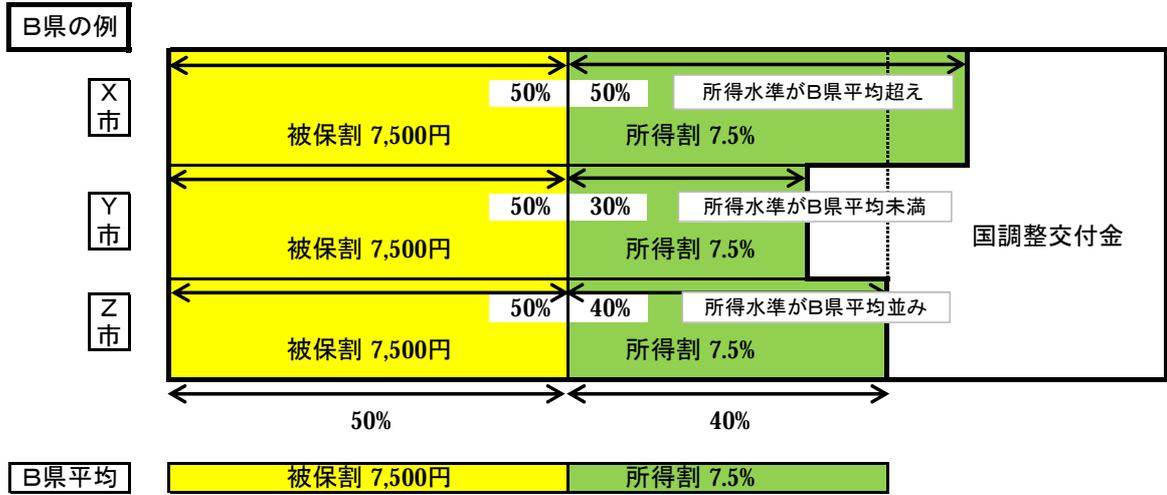
- ・都道府県間の所得水準に応じて「**所得按分**」の割合が**変動**する（全国平均並みの場合50%）
⇒つまり「50:50」の固定ではなく、全国ベースで変動する
- ・「被保数按分」の割合は**変わらない**
- ・都道府県間の**医療費水準が同じ**であれば、**同じ保険料率**となるように調整交付金が交付される

3 都道府県間の医療費水準と県平均の一人当たり負担のイメージ



- ・都道府県内の**医療費水準**に応じて、保険料率が増減する。（所得水準による増減はない）
- ・都道府県別の料率を比較することで、**都道府県間での保険料負担の見える化**を推進

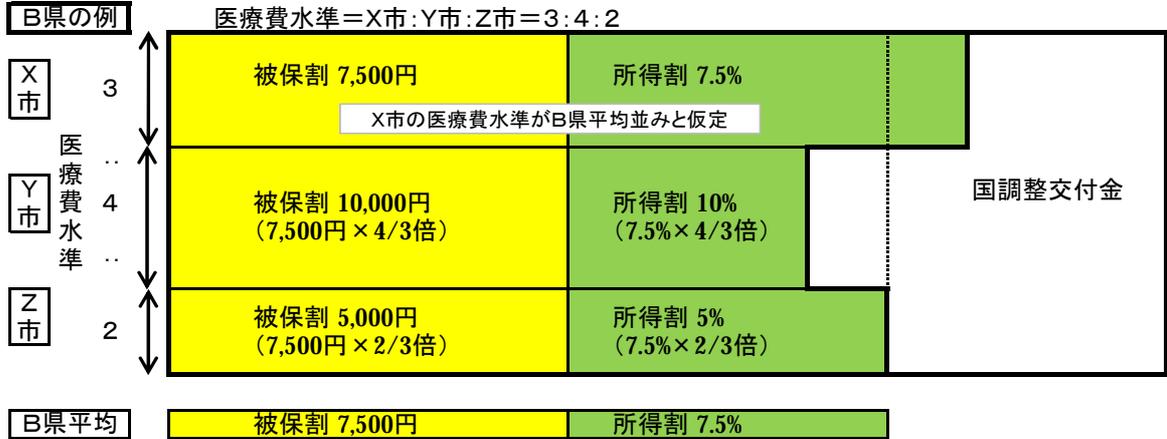
4 県内市町村での按分イメージ(市町村間での医療費水準を反映しない場合)



・B県内の市町村ごとの所得水準に応じて、「所得按分」の割合が変動する。
(全国平均並みの場合50%、B県平均並みの場合、この例では40%)

⇒ 県内市町村ごとの「医療費水準」を反映しないことで、B県内での統一保険料率が実現

5 県内市町村での按分イメージ(市町村間での医療費水準を反映する場合)



・B県内の市町村ごとの所得水準に応じて、「所得按分」の割合が変動する。
(全国平均並みの場合50%、B県平均並みの場合、この例では40%)

⇒ 事業費納付金に「医療費水準」を反映した場合、統一保険料率は実現しない

注:この資料は、厚生労働省の資料を参考に大阪府で作成したものであり、正式に示されたものではない